

## 第 181 回富山県都市計画審議会

日時 令和 2 年 12 月 22 日（火）午後 2 時 00 分～

場所 富山県民会館 701 号室

### 1. 開会

（司 会）

定刻となっておりますので、ただ今より第 181 回富山県都市計画審議会を始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。委員 21 名のうち 17 名のご出席を頂いております。半数以上のご出席ですので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、本日の審議会は有効に成立する旨ご報告いたします。

ここで本審議会の委員に交代がありましたので、ご紹介します。北陸農政局庁におかれましては岩濱洋海様に、北陸地方整備局長におかれましては岡村次郎様に、富山県市議会議長会長におかれましては福井直樹様に、中部経済産業局長におかれましては畠山一成様に、北陸信越運輸局長におかれましては野津真生様に、新たに委員としてご就任いただいております。

それでは、会長を選出しましてから 2 年の任期が終了いたしましたので、本日は審議に入る前に、会長の選出をお願いしたいと思います。恐縮ですが、事務局の方で進めさせていただきます。まず会長の選出に関する規定について、ご説明いたします。お手元に配布してございます資料に、当審議会の条例を付けてございます。こちらの条例第 4 条第 2 項に「会長は、学識経験のある者である委員のうちから委員が選挙する」と規定されております。なお、審議会の運営要綱第 2 条の規定によりまして、会長の任期は 2 年とされております。

それでは、会長の選出に入らせていただきます。どなたかご意見がございましたら、お願いいたします。

（委員）

引き続き細川委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（司 会）

細川委員をお願いしてはどうかという意見がございましたけれども、ご異議はございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、細川委員に会長にご就任いただきたく存じます。細川会長は会長席へご移動をお願いいたします。ここで会長から一言、ご挨拶をお願いできればと思います。

（会 長）

私がただ今、皆さまのご信任を得ました、細川です。挨拶としては、特別な

ことはございませんが、初心を忘れることなく、関係の法令に忠実に従って、かつ、県民の多くの方々への負託に応えるべく、自らを律して職務に当たりたいと思っております。皆さまのご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

(司 会)

ありがとうございました。以上で、会長の選出を終了いたします。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。お手許に配布してございますのは次第書、配席図、審議会委員名簿、議案書の第1号と第2号、条例等の規定集となっております。配布漏れがございましたら、お申し付けください。

次に、審議会の公開についてです。本審議会は規定に基づきまして、原則として公開といたしております。詳細につきましては、お手元に配布してございます資料をご覧くださいと思います。本審議会の審議結果および議事録につきましては、審議会終了後に県のホームページに掲載させていただく予定にしております。

次に、各議案をご審議いただく委員について申し上げます。当審議会では通常の委員の他に、議案に関する臨時委員の皆さまに審議および議決にご参加いただくことになっております。これによりまして、本日は議案第1号について、通常の委員に臨時委員3名の代理の方を加えてご審議いただくこととなります。議案第2号については通常の委員のみでご審議いただきますので、臨時委員の代理の方におかれましては、議案の第1号の議決後にご退席いただくこととなります。よろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては細川会長にお願いいたします。

(会 長)

当審議会条例4条4項の規定により、会長職務代理者を私が指名することになります。会長職務代理者は高山委員にお願いしたいと存じます。高山委員は皆さまもご承知のとおり、都市計画、土木、交通を専門とされており、毎回、専門的な見地から私たちに貴重なご意見を提案していただいております。会長職務代理者として指名いたしますが、高山委員、お引き受けいただきますでしょうか。

(高山委員)

はい。会長からのご指名でございますので、お受けしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(会 長)

ありがとうございます。

次に審議会運営要綱4条2項の規定によって、議事録署名委員を指名させていただきます。川上委員、相山委員のご両人をお願いいたします。よろしいで

しょうか。ありがとうございます。

本日は審議会に付議された二つの議案について、審議していただきます。第1号議案「滑川都市計画道路の変更について」、事務局から説明をお願いいたします。

## 2. 議事

### 議案第1号 滑川都市計画道路の変更について

(事務局)

都市計画課長の阿部と申します。よろしくお願いたします。委員の皆さまにおかれましては、年末の忙しい時期でございますが、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ご案内のとおり、本日は滑川市の都市計画道路に関する議案を1件、産業廃棄物処理施設に関するものとしまして富山市から1件、計2件を付議させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願申し上げます。

それでは、担当の補佐の方から説明させていただきます。

(事務局から議案第1号について説明)

(会 長)

ただ今の議案について、質疑、ご意見を賜りたいと存じます。委員の皆さまから、活発な質疑、ご意見を期待しております。

問題点はありますか。問題になることがないのではないかと、私は思うのですけれども。

(事務局)

現在の状況等も写真で示させていただきましたが、駅前広場とその周辺で今後整備が予定されておりますが、それ以外の箇所は整備済みとなっております。また、都市計画法施行令の中で車線の数を定めることとなっておりますが、橋場国道線が都市計画決定された昭和20年代は、車線の数を定める必要がなかったため、車線の数が決まっていませんでした。市決定で駅前広場付近の都市計画が変更されたため、今回、車線の数を定めることになったものです。

今回は、区域の変更はないため、実質的な影響はございません。

(会 長)

これは現状と整合が取れていますよね。

(事務局)

はい。

(会 長)

そうすると、問題はないということになると思いますが、皆さんはよろしいですか。原案どおり議決することによろしいですか。

では、今、議決いたしました。以上をもちまして、第1号議案は終わりました。臨時委員の方はどうぞご退席ください。ありがとうございました。

では、第2号議案に入ります。事務局から説明をお願いします。

## 議案第2号 産業廃棄物処理施設（富山市）の敷地の位置について

(事務局から議案第2号について説明)

(会 長)

ただ今の議案について、質疑、ご意見を賜りたいと存じます。

ここから土川に排水するわけですね。その水質について、説明していただけますか。

(事務局)

生活環境調査を行い、排水については生活環境項目の基準値以内に収まっていることは確認しております。

(会 長)

基準値に収まっているといってもどの程度収まっているのでしょうか。ぎりぎり収まっているとか、数値がよく分かりません。例えば富山市の供給している、私たちが毎日使っている飲料水との比較など、そのあたりはどうか。

(事務局)

排水ですので、給水とは調査項目が違うのですが、富山市の給水栓の水質基準と比較してみました。

今、スクリーンに示しておりますのが富山市の給水栓の基準ですが、そのうち赤く囲ってある部分は調査項目が重複しているところで、そちらについては給水栓の水質基準も満足したものとなっております。

(委員)

廃アルカリの濃度はどれくらいのものを受け入れるのでしょうか。それが1点目の質問です。

また、中和されるということですから、中和剤等を使うかと思うのですが、どのようなものを使って、その貯留タンクはどこにあるのでしょうか。先ほど廃液タンクは図で多少理解できたのですがけれども、中和液はどうされているの

でしょうか。その2点を質問したいと思います。

(事務局)

濃度については、申し訳ございませんが、データを持ち合わせておりません。中和処理液に関しては、使用する薬品は水酸化ナトリウムと炭酸ナトリウムから成り、電子基板のエッチングによって薬品と銅とレジストが溶け出して、廃液となっております。処理水から検出される物質の発生原因は亜鉛、マンガン、窒素などです。

今、処理施設の平面図を映しておりますけれども、赤く塗った部分が廃アルカリの貯蔵部分で、中和液については、図面で言うと、そのタンクの右側に四つあるタンクに貯蔵しております。

(委員)

大体理解できたのですが、廃アルカリ液の濃度のデータがないというのは奇異に感じたのですが、普通はそういうものなのですかね。

(委員)

事前に私へ相談された時にはデータがあったように思うのですが、アルカリの濃度というのはpHですよ。

(委員)

はい、pHです。

(委員)

pHのデータはあったように思います。

あと、中和する薬品は何かということなのですが、今の話の中では出てこなかったのですが、硫酸だったような気がします。それもプロセス図にちゃんと書いてあって、それからどのようなものが出てくるかという金属などに関しても分析結果があったように思うので、データはあるはずですよ。

(委員)

分かりました。

(委員)

私が見た感じでは、特に問題なかったです。

(委員)

ありがとうございます。

(会 長)

この廃液は土川に入るわけですね。土川に入った場合、環境という点で、魚類などに対する影響はどういうものですか。

(委員)

特に問題が出るような水質ではなかったと思います。緊急のときの設備もしっかりしてあるので、例えば薬品ヤードのところでアルカリが漏れたとか、中和用の酸が漏れたという時の対策もしてあって、さらに川に出る直前に緊急遮断弁もあって、自動で閉まるということでしたので、大丈夫かなと思ったのですが、今日の説明でその辺も説明してもらえるとありがたいと思います。

(会 長)

一般の私たちも同じような説明を聞くと、安心するのですけれども。

(委員)

会長、今回の審議内容は、基本的には事前に環境の調査は可であるという認識の上で、都市計画上の位置というところでの審議になると思われまので、環境の調査を審議する会ではないというところを踏まえれば、そこはクリアした上で、今回の敷地の位置が是か非かという議論に簡潔化してもいいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

(会 長)

私もそれは分かっていますが、一応、位置関係で、ここでそういう事業をやるのがふさわしいかという観点で決めるのでしようけれども、安全だということについて、私ども全員がここで説明を受ければ、より得心できるころなので、それを期待して、今、お返事を待っていたのですが、準備はされていないのでしようか。

(事務局)

大変申し訳ないのですけれども、生活環境影響調査自体が環境部局との協議の中で行われたものであり、それで基準値以内であるという報告を受けているものですから、その内容について詳しく説明するだけの能力がございません。もし必要でしたら、環境政策課から専門的なお話については説明させていただきます。

(会 長)

では、お願いします。

(事務局)

水質については、廃棄物処理施設については法律で基準が定められており、その排水基準に対して、現状、既にこの富山村田製作所に関しましては、今

後予定される事業と同じ内容のものを自社排水として処理されておりますので、現状の排水を流している河川の水質を測定されております。それで、現状の水質のデータを確認したところ、ほとんどの項目が不検出ということで、一部検出された項目もございますが、それも全て排水基準を十分に満たしているということで、排水としては問題ないと考えております。

(会 長)

今、せっかく一生懸命説明して下さったのですが、具体性があまりなくて、同じような事案は今までも富山市のケースで、環境に関係するもので何回も審査はやっているのですけれども、今まではもう少し具体的に数値を提示して説明して下さったのです。そのような説明を期待しているのです。基準にマッチしているから、あるいは法律に合っているからというのは、説明にはならないのです。それは結論なのです。

(事務局)

そうですね。項目が非常に多岐にわたっております。

(会 長)

多岐にわたってもいいのです。その概要を説明していただきたいのです。

(事務局)

一般的な河川で、有害物質というものと、生活環境項目ということで、いわゆる水の汚れや濁りなど、そういったものを表す指標がそれぞれございます。例えばBOD（生物化学的酸素要求量）という、いわゆる汚れを示す指標については、排水基準として160という値があるのですが、それに対して、現状の河川の水質は1.6、実際に放流される水そのものも1.3という数字が出ております。

また、窒素の含有量については、排水基準の120に対して、処理水で3.2、河川で0.4という数字が出ております。これらも一般的な同一の業種の事業所から出る排水に比べても、非常に低い数字となっております。

(会 長)

今、河川水と比較して濃度が高いと言われたわけですか。

(事務局)

ものによっては、窒素に関しては処理水の方が河川水より高いですが、BODという汚れの部分に関しては処理水の方が低く、川の方が汚いという値となっております。

(委員)

今、BOD と窒素で説明してもらいましたが、今回は廃アルカリの中和設備であって、その廃アルカリはどこから来るかというと、基板のエッチングなどから来るので、まずは基板に使われている銅、それに含まれる亜鉛、亜鉛があればカドミウムというところで議論しないと、BOD と窒素で話をしても、意味を全然なさないのです。それから中和設備ですから、もちろん pH が必要ですよね。

(会 長)

ですから、私も今ほど言われた二つのことで比較していいのだろうかとすごく疑問を持って、そこで委員が聞いてくださったのですが、何を重視すべきか、その点について説明していただけますか。

(事務局)

守るべき事項という意味で言えば、当然、必要な項目は全て守らなければいけないのですが、今、委員がおっしゃったように pH に関しては、当然、アルカリのものを処理していますので、一つの重要な項目としてあると思うのです。こちらに関しても、基準で言うと 5.8 から 8.6 の間に収まっていればいいのですけれども、それに対して 7.6 という数字が出ております。これは河川の水も 7.6 ということで、放流水と同じ数字です。

あとは有害物質の項目の選定の基準の考え方が、実際に事業場で使用している物質、排出する可能性のある物質を測定項目にしないというのが基本的な考え方で、そういった観点で、今、銅と亜鉛に関しては測定しているのですが、カドミウムについてはこの事業場で使っていないということで、測定はしていません。

今、ご指摘のあった銅と亜鉛についてですが、銅については 3 という基準に対して 0.02、亜鉛については 5 という基準に対して 0.02 という値になっております。こちらを河川で測定した場合は不検出ということで、希釈されてさらに薄く、問題のない値になっていると。放流の時点でも、0.02 というのは非常に低い数字ですので、特に環境に影響を与えるようなものではないと考えております。

(会 長)

今、報告を受けたような数字、説明でどうですか。

(委員)

問題ないと思います。

(会 長)

この河川への排水については、それでよろしいわけですか。



(委員)

私は大丈夫だと思います。

(会 長)

今のことを、ここで私たちにも聞かせてほしかったのです。委員の皆さん、他にご質問はありますか。

(委員)

こういう説明を周囲の町内会や病院の方へされて、同意を得られているというのですが、このような形で文面を見せて同意されたというものが、何か分かった方がいいように思います。やはり今のお話では、成分のことなどを聞いていても、私たちは全く分かりません。配置図を見ると、本当はかなり住宅地ぎりぎりになっているということで、もし私がこの上野寿町の住民だと、ちょっとひやっとするような位置なのではないかと思ったものですから、どういった形で同意を得られたのかを簡単に教えていただければと思います。

(事務局)

今回審議していただいております産業廃棄物、廃アルカリの中和施設では、2019年から自社の廃液が既に処理されております。また、富山村田製作所が町内会を対象に事務所の中で見学会をするなど、事業の状況を見ていただいたりする行事を年に何回かしておられて、それでどういった意見が出たかという一連のものは頂いてはおりますが、今、まとまったものは手元にはございません。

(委員)

今までもしておられたので、簡単な説明で同意を得たということですね。2019年から既にやっておられたから。

(事務局)

はい。廃棄物の処理に関しましては、そういうことです。

(委員)

今回は成分が少し変わって、そういうことになったということは、町内会長さんたちを通じて説明されたということですね。

(事務局)

成分が変わったわけではなくて、処理の内容は一緒なのですが、今までは自社の廃液のみを処理しておりました。それが今、グループ会社なのですけれども、石川県の方から、外部から一部持ち込んで、能力の余力で処理をするということになりましたので、産業廃棄物施設ということになります。外から持ち込むということに関しまして、今回の事業計画については町内会の方にご説明

をされたと伺っております。

(委員)

分かりました。今までとは同じで、ただ、外部からということで、この審議になったという説明ですね。

(事務局)

はい。

(委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(委員)

今回のことで外部から来る運搬車両の台数が、タンクローリー車で2、3台ということですね。ということは、往復しますので、その分、やはり車の通行が多くなります。また、大きな運搬車が来るということで、そちらの方は全く支障ないのでしょうか。やはり住宅地に近いということで、その辺がちょっと心配なのですが、住民説明会でその辺もきちんとお話しされて、了解は得られたのでしょうか。

(事務局)

外部から持ち込むということに関しては、事業計画として説明しておられます。また、先ほども車両の経路のことで説明させていただきましたが、富山インターチェンジから国道41号を通過して、その後、市道蜷川上野線を通って、正門の方に直接入ることになります。ですから、経路の中に住宅地近辺はございません。企業団地とか、流通基地団地の中を通過して入ることになります。

(委員)

ただ、やはり住宅地があるということは、その道を利用する方たちも多いものですから、その辺もきちんと了解が得られていれば、それでよろしいかと思えます。

(事務局)

そのことについては、事業計画の中で説明しております。

(委員)

了解しました。

(会 長)

委員の皆さまから、他にご意見はございませんか。

(委員)

今のご意見に関連しますが、この周辺にはみわ苑、三輪病院があり、また、にながわ光風苑という特別養護老人ホームもございます。これらの施設には、認知症の方がお入りになっていると思います。今のお話の中で、音の影響など、そういった環境の変化に認知症の方は結構大きく影響を受けるのですけれども、そういった病院や施設にもそのようなご説明はされているということでしょうか。

(事務局)

三輪病院とみわ苑には事前に説明しております。

(委員)

この地図にはございませんが、にながわ光風苑も結構近いですね。

(事務局)

少し離れているものですから、説明はしていないと聞いておりますが、事業者の方にそういった懸念があったということは伝えまして、説明していただくように指導したいと思います。

(委員)

ありがとうございます。

(会 長)

他にご意見はありませんか。今、委員の皆さまからいろいろと意見を伺ったところ、そばに高齢者なり認知症の人が利用する施設もあるので、自動車交通についてはくれぐれも注意していただきたいと。これは市から村田製作所の方に、分かりやすく説明していただけますか。交通事故でも起こったら、困るわけですから。交通を除けば、環境の問題はそれほどなさそうだと私は理解しましたけれども、皆さんはよろしいですか。

最後のまとめに入りますが、原案どおり議決することにおいて、私は異議がないように理解しましたけれども、それでよろしいですか。では、これをもちまして、議案を原案どおり議決いたしました。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了したことになります。この後の進行については、事務局をお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

### 3. 閉会

(司 会)

それでは、これもちまして第 181 回富山県都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

令和 2 年 12 月 22 日

富山県都市計画審議会会長 細川 俊彦

議事録署名人委員

富山県都市計画審議会委員 川上 智規

富山県都市計画審議会委員 相山 馨